

[事案 21-33] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

- ・平成 21 年 7 月 1 日 裁定申立受理
- ・平成 22 年 1 月 22 日 和解成立

< 事案の概要 >

母は保険料一時払の定額年金保険(積立利率金利連動型年金)を契約したが、認知症で判断能力が欠如した状態であったので、契約無効とし既払込保険料を返還して欲しいと申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

母が平成 20 年 10 月に、証券会社を通して保険料一時払(1,000 万円)の定額年金保険(積立利率金利連動型年金)に加入したが、この 1,000 万円は母が医療費を含み生きて使うべき全財産であるのに、5 年以内に解約すると元本割れする商品である。

また、母は当時 88 歳で認知症により判断能力が欠如した状態にあり、リーマン・ショックの影響で全財産の 1/3 を失い茫然自失の中、営業担当者に勧められ、契約内容を理解しないまま署名捺印し契約したものである。契約を無効にして、払い込んだ保険料を返還して欲しい。

< 保険会社の主張 >

代理店(証券会社)の募集担当者は、契約者が認知症であるとの認識がなかったこと、また認知症の診断のみをもって直ちに本人の法律行為が制限を受けることはないことから、申立人の契約者の認知症を無効事由とする申立理由については理由がないと考える。

ただし、募集経緯において、担当者は①当該商品を別の商品と混同していたため、誤った説明を行っていたこと、②運用利率が商品説明時の利率から契約日時点までに変っていた事を把握しておらず、契約者に対し契約日や積立利率についての明確な説明をしていなかったことから、当該募集について「話法相違・説明不十分」による不適正募集があったと判断し、契約者の「錯誤による申込み」が疑われることから、和解案を提案したい。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立人からの裁定申立てを受け、保険会社に対し答弁を求めたところ、上記のとおり保険会社から和解案が提示された。申立人に対し同案を提示したところ、承諾が得られたため、和解契約書の調印をもって円満に解決した。